

【新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた条件付き輸入解禁生果実の輸入検査について】

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延したため、多数の国が渡航・行動制限措置をとる事態になっていることから、同感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地派遣を見合わせ、代替措置として、別紙の国の生果実については、輸入検査時の抽出数量を増やす旨、一般社団法人全国植物検疫協会を通じて、農林水産省消費・安全局から通知がありました。

なお、この運用は令和2年4月23日の輸入検査分から適用される、とのこと。

【補足】

輸出国において、輸入解禁の条件である検疫措置が適切に行われていること

(別紙)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

国（地域）	対象品目 (生果実に限る)	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすもも	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウ	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどう	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいし	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウ	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤ	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウ	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼ	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカド	現在の抽出数量の1.5倍
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スイートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティン	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんご	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ハス種のアボカド、うんしゅうみかん	現在の抽出数量の1.5倍